

家庭基礎 32	消費者をめぐる問題発表記録	教科書 181～183
------------	---------------	----------------

各班の発表内容を記録しよう。

※全ての事例は 2022 年5月の時点で考えてください。

事例	名称等	事例の問題点	解決策・対応策	こうなる前に
1	デート商法 【 】班	SNS に書き込んだ。合ってしまった 店に行ってしまった B 君の外見に惑わされた アポイントメントの一種	販売店とクレジット会社にクーリング・オフ通知を出す 消費生活センターに相談する	SNS に個人情報を載せない 見ず知らずの人とは会わない おかしいなと思ったら店に行かない 甘い話には乗らない
2	ワンクリック詐欺 【 】班	興味本位でクリックした 18 歳と偽って入力した 問い合わせ先に電話をかけた	お金を支払ったり、業者に連絡しない。 無視する 身近な人や消費生活センターに相談する プリペイドカードでの支払いは詐欺になる	18 歳で成年になるので、契約が成立することをしっかり理解する 興味本位で簡単にクリックしない
3	ネットショッピング 【 】班	ネットショッピングでは細かいところからわからない ネットで安易に買ってしまった	商品の返品可否・条件・送料の負担がかかっている場合、8 日以内に消費の送料負担で返品が可能	契約の際に返品できるかどうか確認する。 返品についての表示には、さまざまな条件がついているので確認する
4	マルチ商法 【 】班	高収入につられてしまった 安易に入会してしまった 友人を誘うと人間関係を壊す恐れがある	クーリング・オフできる(書面受領から 20 日以内) クーリング・オフ期間が過ぎても中途解約でき、返品できる	儲かる話には簡単に乗らない うまい話はないと思っておく 紹介に気を付ける
5	キャッチセールス 【 】班	声をかけられ、ついていってしまった しかたなくローンを契約した	契約書面を受け取ってから 8 日以内であれば、クーリング・オフできる 契約書に不備があれば、解約できる	声をかけられてもついていけない 簡単にローンを契約しない。 きっぱり断る

事例	名称等	事例の問題点	解決策・対応策	こうなる前に
6	オンラインゲーム 【 】班	ゲームにのめり込んでいる 課金してしまった	親に相談して払ってもらおう 仮想通貨と現実のお金の区別をしっかりと認識する	無料だからと言ってゲームばかりしない 課金はしない 金銭感覚を身に付ける必要がある
7	クレジットカード(名義貸し) 【 】班	クレジットカードを安易に貸した 友だちを信じきってしまった	名前を貸しただけという言い訳は通用しない H 君が払わなければいけない	きっぱり断る 内容を確認せずに書類に署名や押印をしない
8	クレジットカード(リボ払い) 【 】班	支払いが長期化する 手数料を払わないといけない	カードの規約を確認し、リボ払いの仕組みや手数料について理解し、早急に今後の返済計画を立てる 支払う余裕のあるときに支払い金額の増額や一括で支払う	手持ちのお金がないのに気軽にリボ払いを利用しない リボ払いの仕組みをきちんと把握し、利用明細書を確認する
9	架空請求メール 【 】班	メールの内容に身覚えがないのに電話をかけてしまった。 言われるままにお金を振り込んだ 住所・名前を教えたしまった	証拠となるメールは保存しておく お金を振り込んだ場合は、警察に相談する メールアドレス、パスワード、電話番号など変更可能な個人情報は変更する	支払わない 連絡しない 無視する

【参考資料】

※「お金が支払えない」という断り方はやめ、きっぱりと断る。
(二十歳の君へ) 国民生活センターリーフレットより

- 軽い気持ちで契約しない
- うまい話に飛びつかない
- ネットの情報に流されない
- 契約をせかす者は相手にしない
- 借金をしてまで契約しない
- きっぱり断ることも勇気!
- 相談は「188」

【全体的なアドバイス】

マルチ商法以外でも、クーリング・オフ期間を過ぎても契約内容や、記載不備、契約のプロセスに問題がある場合は「消費者契約法」に基づき、解約あるいは一部負担での途中解約ができる。あきらめずに消費生活センターに相談すること。消費生活センターをとおした方が話は通りやすい。